

審議事項

市融資制度（新規開業支援資金）に係る利子補給の導入について

導入の目的：

千歳市の制度融資（新型コロナウイルス関連を除く）には、運転資金・設備資金等、合計で6種類の資金が存在する。

各融資は、借入時の保証料を全額補給することとしている一方、利子は補給対象としていない。

一方で、新規開業支援資金の利用者は、新規の事業開始や、設立5年未満であることから、自己資金に余裕がない場合も多く、利子補給を行うことにより、事業の安定した運営が見込まれる他、周辺自治体と比較して充実した支援を行うことにより、千歳市で開業することのインセンティブにもつながる。

そこで、千歳市内における、更なる新規創業を促すため、新規開業支援資金利用者に対して、利子補給を行うこととしたい。

制度内容：

新規開業支援資金利用者に対し、返済開始から12か月間に支払った利子相当額を交付する。

なお、交付は半年単位とし、4～9月に支払った利子は10月、10月～3月に支払った利子は4月の支払とする。

受付開始日（予定）：

令和5年8月1日

（利子補給に係る関連予算の議決が前提となることから、変更となる可能性あり）